

平成24年9月1日

保護者の皆様へ

坂町教育委員会教育長
坂町立小中学校長

「坂町小・中学校自然災害防止等安全対策要綱」の一部変更について（お知らせ）

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

現在、台風や大雨など、児童生徒の安全に影響を及ぼす自然災害の発生が予測される場合につきましては、「坂町小・中学校自然災害防止等安全対策要綱」により対応しているところでございますが、この度、要綱の一部を次のとおり変更させていただきますので、保護者の皆様のご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

〈変更内容〉

変更前

- 午前11時までに、警報が解除になった場合は、すみやかに町内放送で周知し、自宅で昼食を済ませ、午後1時までに登校させる。

変更後

- 午前11時までに、警報が解除になった場合は、午前11時に町内放送で周知し、自宅で昼食を済ませ、午後1時までに登校させる。

坂町小・中学校自然災害防止等安全対策要綱

台風・大雨など、児童・生徒の安全に影響を及ぼす自然災害の発生が予測された場合、坂町教育委員会、坂町小・中学校長会として、次のような対応を基本とする。

1 対策本部の設置

- ① 情報を得た時点で直ちに設置し、対策を協議する。
- ② 構成員は、次の7名とする。
 - 教育長、教育次長、学校教育課長
 - 各小・中学校長
- ③ 本部長・副本部長
 - 本部長は、教育長とし、副本部長は、教育次長及び小・中学校長会長とする。

2 判断の時期・対策

- ① 午前7時の時点で、警報発令中の場合、自宅待機
 - 午前7時の時点で、坂町または広島県全域に気象情報で警報が一つでも発令されている場合は、児童生徒の安全確保のために、自宅待機とする。
 - 自宅待機となる警報は、大雨・洪水・暴風・高潮のいずれかの場合とする。
 - 午前7時の定時放送後及び7時10分に町内放送で周知する。(2回放送)
 - 午前7時から登校時間までの間に上記の警報が発令された場合は、学校及び自宅において待機とする。
- ② 午前11時の時点で、警報継続中の場合、臨時休校
 - 午前11時までに警報が解除されないときは、臨時休校とし、午前11時に町内放送で周知する。
- ③ 午前11時までに、警報が解除の場合、登校させる
 - 午前11時までに、警報が解除になった場合は、**午前11時**に町内放送で周知し、自宅で昼食を済ませ、午後1時までに登校させる。
- ④ 登校後において、警報が発令された場合、「学校待機」「授業打ち切り」「集団下校」などの措置を講じる。

3 判断上の留意点

- 児童・生徒の安全確保を最重点に、最悪の事態を想定し判断する。
- 適切に判断するために、的確な情報を収集する。
- 各学校・通学路の状況によって異なる措置もある。
- 坂町災害対策本部及び関係機関と連携する。

4 安全確保上の留意点

「授業打ち切り」「集団下校」の措置を講じた場合は、通学路の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に支援を依頼する。

5 教職員の勤務

臨時休校などの措置を講じた場合も、教職員は通常勤務を原則とするが、教職員の安全確保にも配慮する。

(平成24年9月1日 一部改正)